

確定申告に備えて

新年早々雪が積もるなど年明けから急に寒くなり、冬という季節を肌で実感していることと思いますが、寒さに負けずにこの季節を乗り切っていきましょう。

さて、確定申告が間近になりましたので、確定申告をする上で必要なことを説明していきます。

確定申告の必要がある人

◆ 以下の項目に該当する人は確定申告をする必要があります。

- ① 個人事業者
- ② 給与所得や退職所得以外の収入の合計額が20万円を超える人
例：家賃収入、利子収入、配当金の受取、土地や株式等の譲渡収入、
公的年金等の受取、保険金(満期)の受取など
- ③ 給与収入だけであるが、年末調整を行っていない人
 - ・ 平成16年中の給与収入の金額が2,000万円を超える人
 - ・ 2ヶ所以上から給与を受け取っている人

※ 中途退職者については確定申告をすれば税金が戻ってくる可能性があります。

◆ 以下の所得がある人は下記の表を参考に必要な書類を用意してください。

各種所得	必要な書類
事業所得 (個人事業者)	出納帳等の帳簿類及び請求書・領収書綴り、棚卸帳、 預金通帳又は残高証明書、確定申告書類綴り、申告書、 国民健康保険、国民年金及び固定資産税納付書
給与所得者	源泉徴収票
雑所得 (公的年金等の受取など)	源泉徴収票(年金を受け取った人) 年金以外の収入についてはその収入金額を証明するもの
配当所得	配当支払調書
不動産所得 (土地や建物等の貸付収入)	不動産の賃借に関する契約書、固定資産税納付書 その他の経費についてはその金額を証明するもの
譲渡所得 (土地や建物等の売却収入)	取得費を証明するもの、譲渡経費を証明するもの 売買契約書
一時所得 (保険金等の受取など)	保険金支払証明書(保険金を受け取った人) 保険金(満期)以外の収入についてはその収入金額を証明するもの

所得控除及び税額控除について

◆ 所得控除とは

(収入金額－必要経費等)＝所得金額
この所得金額から差し引かれる金額を所得控除といいます。

◆ 税額控除とは

(所得金額－所得控除)＝課税所得金額×税率＝所得税額
この所得税額から差し引かれるのが税額控除です。

書類が必要な所得控除及び税額控除について以下の表に示していますので、参考にしてください。

所得控除に必要な書類	
災害や盗難等の損失額が5万円を超える場合 (雑損控除)・・・①	支出した金額の領収書
医療費を支払った金額が10万円を超える場合 (医療費控除)・・・②	医療費の領収書
生命保険料又は損害保険料を支払った場合 (生命保険料控除又は損害保険料控除)	控除証明書(注1)
寄付金を1万円以上支払った場合 (寄付金控除)	寄付金の受領証
税額控除に必要な書類	
配当金を受け取った場合 (配当控除)	配当支払調書
住宅ローンがある場合 (住宅借入金等特別控除)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (注2)

なお、上記の表において①及び②の対象となるのは本人及び本人と生計を共にしている人で、それ以外は本人のみとなります。

①及び②の場合は支出した金額を合計することが出来るので、所得の高い人が申告するのがコツです。

(注1) 年末調整で提出し忘れた人は、確定申告をすれば税額が戻ってくる可能性があります。

(注2) 住宅等を取得又は増改築した人は以下の書類も必要です。
(住民票の写し、土地・家屋の登記簿謄本、請負契約書、売買契約書など)

☆ 確定申告書の提出期間は平成17年2月16日から3月15日までです。



平成17年度税制改正では、定率減税や住宅ローン減税の縮小、高齢者の住民税所得割非課税措置の段階的廃止など増税を中心とした内容となる予定です。
この税制改正については正式に決まり次第お知らせします。